## ３．重点整備地区とバリアフリー化を図る経路

平成２２年５月に策定された「都筑区タウンセンター周辺地区バリアフリー基本構想」において、「生活関連経路（Ａ）」と「生活関連経路（Ｂ）」が定められています。

■生活関連経路（A）

法に基づく移動等円滑化基準及び横浜市福祉のまちづくり条例の整備基準に沿った整備を実施する経路、または、現時点において両基準に基づく整備がなされており、高齢者、障害者等の円滑な移動等に特に支障のない経路

■生活関連経路（B）
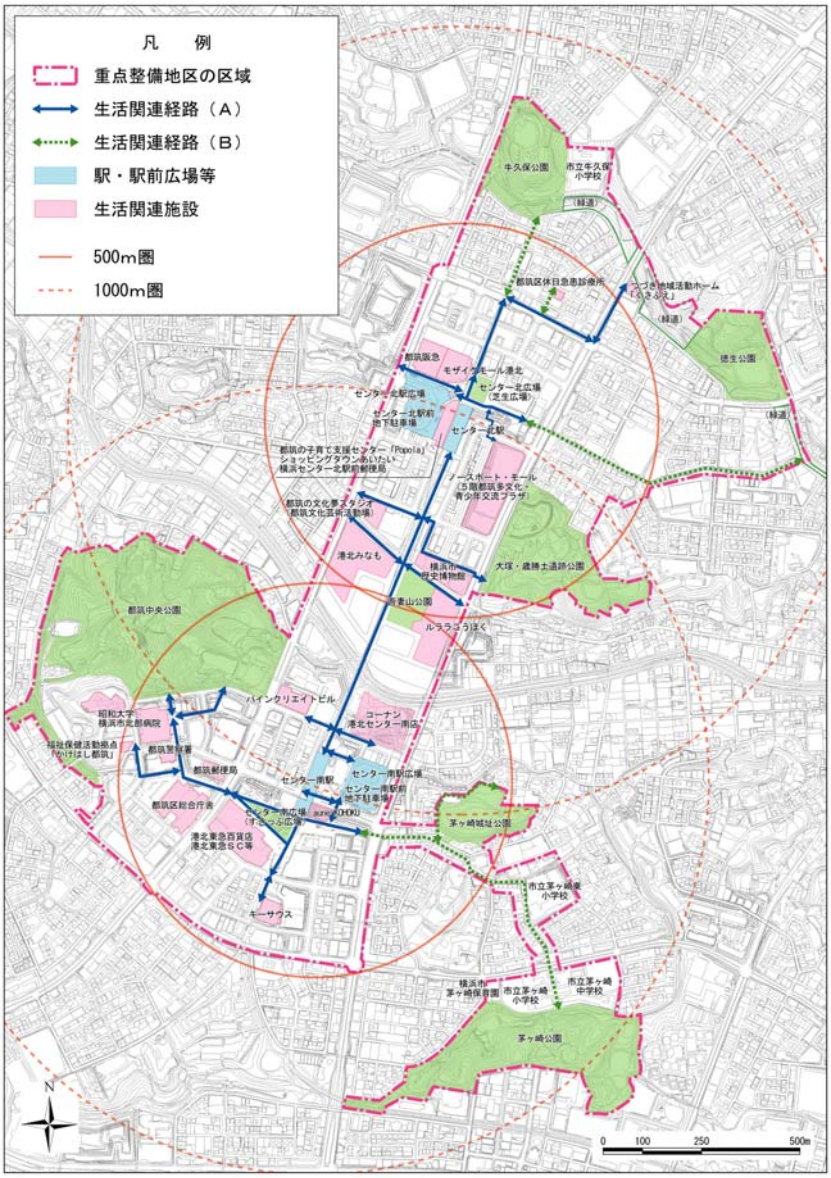
経路の道路機能・役割及び市街化の状況や地形の状況等の制約条件を考慮し、法に基づく移動等円滑化基準及び横浜市福祉のまちづくり条例の整備基準の考え方を十分認識の上、積極的に準用することにより、バリアフリー化に向けた整備を実施する経路（横浜市独自の取り組みとして設定）